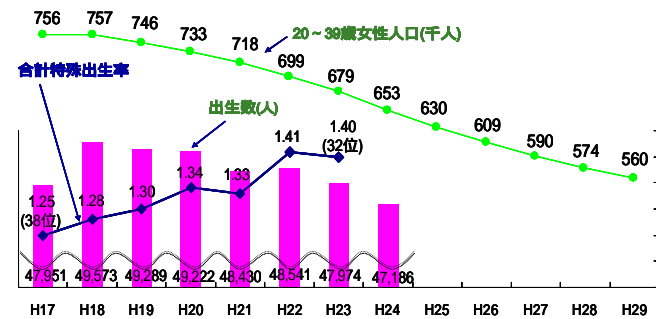


平成24年度の主な取組内容
(新ひょうご子ども未来プラン計画3年目)

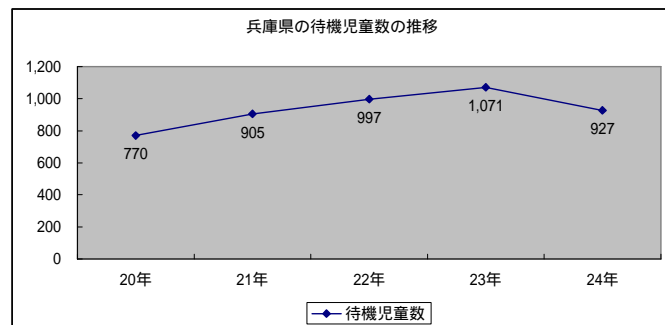
- 1 子どもの成長を支える
 - (1) 保育所・幼稚園や認定こども園等による子育ての推進
 - ア 都市部の待機児童対策や郡部における子どもの育ちに必要なたんぽうの場づくりのために、保育所機能と幼稚園機能、地域の子育て支援機能をあわせもつ認定こども園の設置を推進
 - ・認定こども園数：93施設（H23実績：60施設）
 - イ 保育所の新設や増改築による定員増、都市部における賃貸物件による保育所整備等を推進
 - ・保育所定員増加人数：2,491人（H23実績：3,858人）
- 2 子育てと仕事の両立を支援する
 - (1) 再就職への支援
 - ア 継続就業や再就職、地域活動等にチャレンジする女性を支援するため、キャリアアドバイザーが個別相談を実施
 - ・「ひょうご女性チャレンジひろば」相談件数（累計）：13,917件（H23実績：8,076件）
 - イ 育児や介護等による離職者が、元の職場で継続的にキャリアアップできるよう、再雇用した事業主に奨励金を支給
 - ・ひょうご仕事と生活センターによる育児・介護等離職者再雇用助成団体数（累計）：6団体（H23実績：4団体）
- 3 子どもを産み育てる
 - (1) 不妊に悩む夫婦への支援
 - ア 医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成
 - ・不妊治療の助成件数（累計）：7,603件（H23実績：4,822件）
 - (2) 親子の仲間づくりと子育て相談
 - ア 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して悩みを話し合ったり、情報交換ができる場として、まちの子育てひろばを開設
 - ・まちの子育てひろば設置数：2,116か所（H23実績：2,097か所）
- 4 豊かな人間性を育む
 - (1) 地域における体験の場づくり
 - ア 身近な地域の大人が子どもたちを見守り、安心して自由に遊べる「子どもの冒険ひろば」の実施団体を支援
 - ・子どもの冒険ひろばの利用者数：97,385人（H23実績：91,001人）
 - イ ものづくり大学校「ものづくり体験館」において、中学生等を対象に職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝えるため、本格的なものづくり体験の機会を提供
 - ・体験者数：1,376人（H23実績：851人）
- 5 若者の自立を支える
 - (1) 若者の就業支援
 - ア 若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談、相談員によるカウンセリングや就職までのきめ細かな支援を行うワンストップサービスを提供
 - ・若者しごと倶楽部の就業支援による就職人数（累計）：5,155人（H23実績：3,333人）

現 状

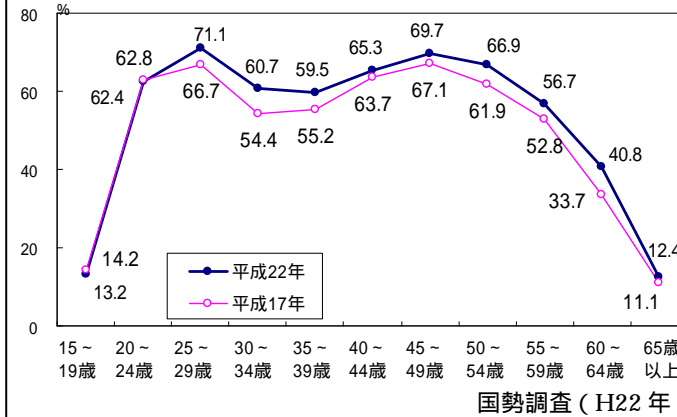
出生数、合計特殊出生率（単位：人）



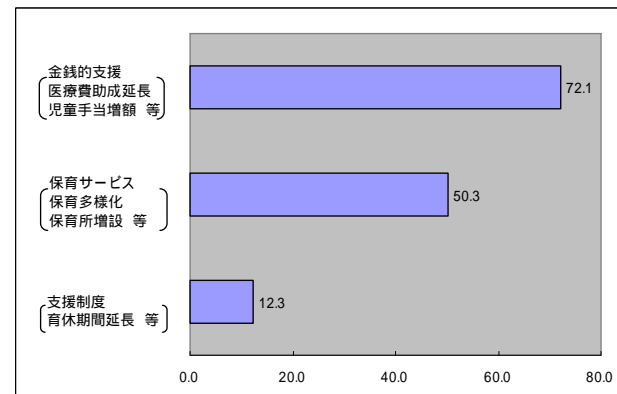
推計人口（兵庫県統計課）人口動態統計（厚生労働省）
兵庫県の待機児童数の推移（単位：人）



年齢階級別の女性就業率（兵庫県 H17、H22）
（単位：％）



拡充してほしい公的支援（単位：％）



独立行政法人労働政策研究・研修機構
第2回子育て世帯全国調査（H24年）

平成25年度の主な取組内容
(新ひょうご子ども未来プラン計画4年目)

- 1 子育て基盤の整備推進
 - (1) 保育所等の整備・運営の推進
 - ア 保育所等の整備事業の推進（69か所、うち創設31）
 - イ（拡）駅前等分園保育推進事業の推進
 - ・補助期間：5年を確保、改修費補助基準額：700 1,500万円
 - ウ（新）3歳児保育充実支援事業の実施
 - ・民間保育所90園 3歳児担当保育士の新たな配置に対し、補助額80万円
 - エ（新）保育士等処遇改善臨時特例事業（改善月額（国モデル）：8,000円/人）
 - オ（新）保育士・保育所支援センター開設等事業
 - ・潜在保育士の就職や活用支援等を行うセンターを開設
 - (2) 認定こども園の整備
 - ア（拡）認定こども園整備事業の拡充（25か所）
 - H25.4.1 93施設（全国一）
 - イ（新）幼稚園耐震化促進事業の実施（4か所）
 - (3) 多様な保育事業の実施
 - ア（新）グループ型小規模保育事業の実施（対象：50か所）
 - (4) きめ細かな子育て支援の実施
 - ア ひょうご放課後プラン事業の推進
 - イ ファミリー・サポート・センター事業の推進
 - 2 女性の就業、子育てと仕事の両立支援
 - (1) 女性の就業支援
 - ア ひょうご女性再就業応援プログラムの推進
 - ・グループ相談等「ママの就業サポート事業」
 - ・再就業セミナー等「女性就業いきいき応援事業」
 - ・（新）女性就業相談室へのハローワーク機能の導入 等 H25.8 予定
 - (2) 子育てと仕事の両立支援
 - ア（新）仕事と生活のバランス取組状況の自己点検・認定制度等の創設
 - イ（拡）育児・介護等離職者再雇用助成事業の推進
- 3 子育ての経済的負担軽減
 - ア（拡）こども医療費助成の通院拡大（H25.7より、～小6～中3へ）
 - イ 多子世帯保育料軽減事業の推進（第3子以降の保育料の一部を助成）
- 4 家族、地域、社会全体での子育て応援
 - (1) 安心して産み育てる
 - ア 特定不妊治療費助成事業の推進
 - イ 不妊・妊娠の総合専門相談の拡充
 - ・（新）20歳代の県民に対し、妊娠・出産へのライフプランニングを支援 等

再雇用時の身分	再雇用時	転換時	支給額計
正規社員（フルタイム）	500千円		500千円
正規社員（短時間）	250千円	+250千円〔正規社員（フルタイム）〕	500千円
（拡）非正規社員 （正規社員への転換を前提）	200千円	+300千円〔正規社員（フルタイム）〕	500千円
		+ 50千円〔正規社員（短時間）〕	250千円

(2) 出会い・結婚の支援

- ア 社会全体で出会い・結婚を支援するため、ひょうご出会いサポートセンター等で「ひょうご出会い支援事業」を展開
 - ・出会いサポートセンター等による出会いイベント開催数(累計): 1,790回(H23実績: 1,342回)

ひょうご出会いサポートセンターの成婚数

区分	~H21	H22	H23	H24	合計
縁結びプロジェクト(お見合い紹介)	-	-	38	112	150
出会いイベント・このとりの会等	239	76	79	78	472
合計	239	76	117	190	622

H25.3月末までの成婚数累計

6 「良きおせっかい社会」による家庭応援

(1) 大切な子どもと家庭を守るセーフティネット

- ア 増加するDV相談に対し、身近な市町できめ細かな相談支援体制の充実をはかるため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、「市町DV基本計画」の策定を推進
 - ・市町配偶者暴力対策基本計画策定市町数: 28市町(H23実績: 19市町)

【数値目標達成状況】

100%以上	80%以上	80%以下
53項目	20項目	10項目

【トピックス】

フェイスブックページ「子ども・子育てひみつ基地」開設

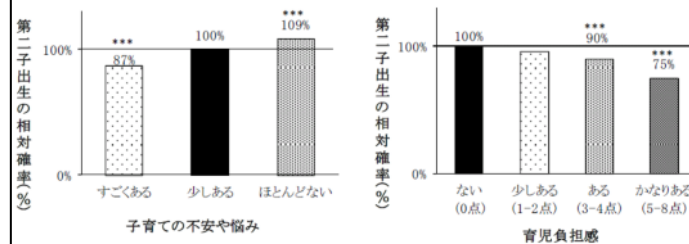


“ひょうごの子どもがいつも笑顔ですくすく育つように”との思い込めて、「こんな情報があったらいいな、この情報はたくさんの方に知っていただきたいな」と様々な工夫を凝らしながら、子育て支援情報を発信。

【アクセス方法】

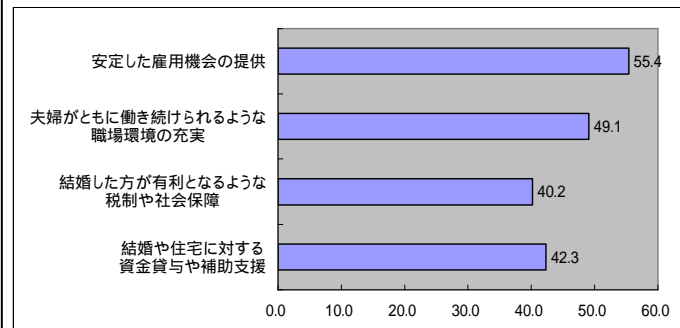
URL: <https://www.facebook.com/kodomo.himitsukichi>

妻の子育ての不安や悩み・育児負担感と第2子出生の関係(単位: %)



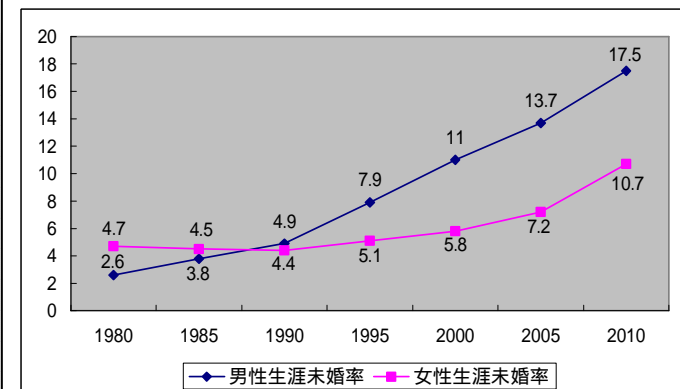
厚生労働省 第1回21世紀出生児縦断調査(H24年)

行政に実施してほしい取組(単位: %)



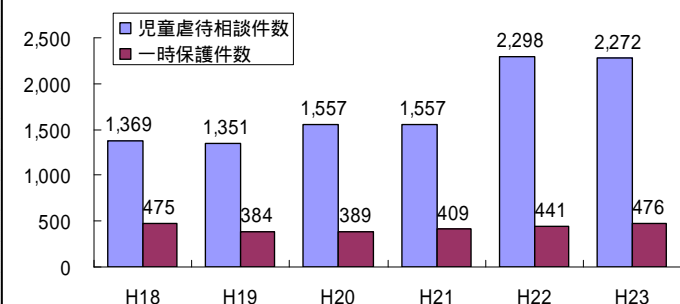
内閣府 結婚・家族形成に関する調査(H23年)

兵庫県の生涯未婚率(単位: %)



国勢調査(H22年)

県内子ども家庭センターにおける児童虐待相談件数・一時保護件数の推移(単位: 件)



(2) 家族を応援する

- ア まちの子育てひろば事業の推進
 - ・ひろばコーディネーターによるアドバイザー派遣など活動支援 等
- イ(新)子育て家族応援テレビ番組の制作・放送(7月~、月1回)
- ウ お父さんプロジェクトの推進(父親、祖父向け応援講座20か所)
- (3) 子どもの成長を支える
 - ア 子育て応援ネットの推進(SOSキャッチ専門研修の実施 等)
 - イ(拡)子育て元気アップ活動助成事業(30 50団体)
 - ウ(新)こどもの館「家庭・地域の子育て力強化」事業の実施
 - ・養成人材の活用と資質向上
 - エ(新)子育て支援人材育成・資質向上事業
 - ・子育て支援拠点等のコーディネーターに対する研修プログラム策定と研修
 - オ 県立こども発達支援センターの運営

5 豊かな人間性を育む教育の場づくり

- ア 子どもの冒険ひろば事業の推進
- イ(拡)ものづくり体験館体験事業の拡充

6 若者の自立と出会い・結婚支援

- (1) 若者の自立支援
 - ア 若者しごと倶楽部の設置・運営
 - イ(新)若年無業者試行的就労支援事業
 - ・体験メニューの開拓・提供、本格就労に向けた求職活動フォロー
- (2) 出会い・結婚支援
 - ア 出会い・結婚支援事業の推進
 - ・独身者に対して出会いイベントや個別お見合いなど出会いの場を提供

7 児童虐待、DV、いじめ対策

- (1) 児童虐待への対応
 - ア(新)被虐待児等を支援する関係機関連携強化事業
 - ・関係機関連携調整員の配置
 - イ(新)新・家族再統合支援プログラムの策定
 - ウ 2013 ひょうご児童虐待防止シンポジウム(H25秋予定)
- (2) DV対策の推進
 - ア(新)兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画の改定
- (3) いじめ問題への対応
 - ア 的確で迅速な対応のための体制整備
 - ・(拡)学校支援チームの派遣 等
 - イ 教職員の対応能力の向上
 - ・(拡)カウンセリングマインド研修の充実 等
 - ウ 児童生徒のSOSキャッチ
 - ・(拡)キャンパスカウンセラーの配置(全県立高校)
 - ・(拡)スクールカウンセラーの配置(小学校80 100、全中学校)
 - ・ひょうごっ子悩み相談センターでの24時間相談の実施 等

兵庫県子ども・子育て会議条例の制定について

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の施行により、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議するための合議制の機関を設置するよう努めるものとされ、当該機関の組織及び運営に関して必要な事項を条例で定めることとされたことに伴い、兵庫県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置並びに組織及び運営に関して必要な事項を定める。

2 制定の概要

(1) 設置(第1条関係)

子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て会議を置くものとする。

(2) 組織(第2条関係)

子ども・子育て会議は、委員33人以内で組織するものとする。

(3) 委員(第3条関係)

ア 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱するものとする。

(ア) 学識経験のある者

(イ) 子どもの保護者

(ウ) 市町の長

イ 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 委員は、再任されることができるものとする。

(4) 会長及び副会長(第4条関係)

ア 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置くものとする。

イ 会長及び副会長は、委員の互選によって定めるものとする。

ウ 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表するものとする。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

オ 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理するものとする。

(5) 会議(第5条関係)

ア 子ども・子育て会議は、会長が招集するものとする。

イ 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

ウ 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(6) その他の事項（第6条関係）

(2)から(5)までのほか、子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項は、子ども・子育て会議が定めるものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 委員の任期の特例

この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、2(3)イにかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(3) 招集の特例

この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、(5)アにかかわらず、知事が招集するものとする。

(4) 附属機関設置条例の一部改正

知事の附属機関として、子ども・子育て会議を追加する（第1条関係）。

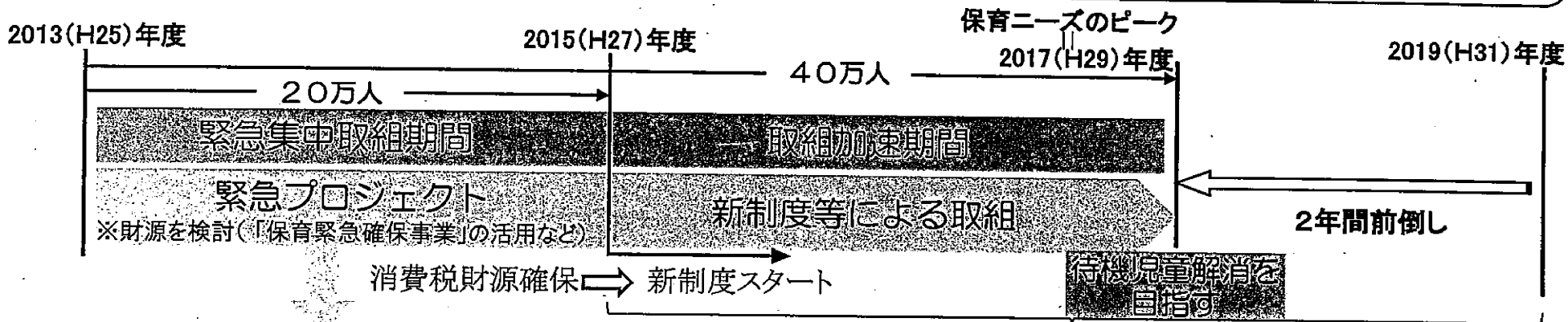
(5) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

子ども・子育て会議の委員の報酬及び費用弁償について定める（第1条、別表第1及び別表第2関係）。

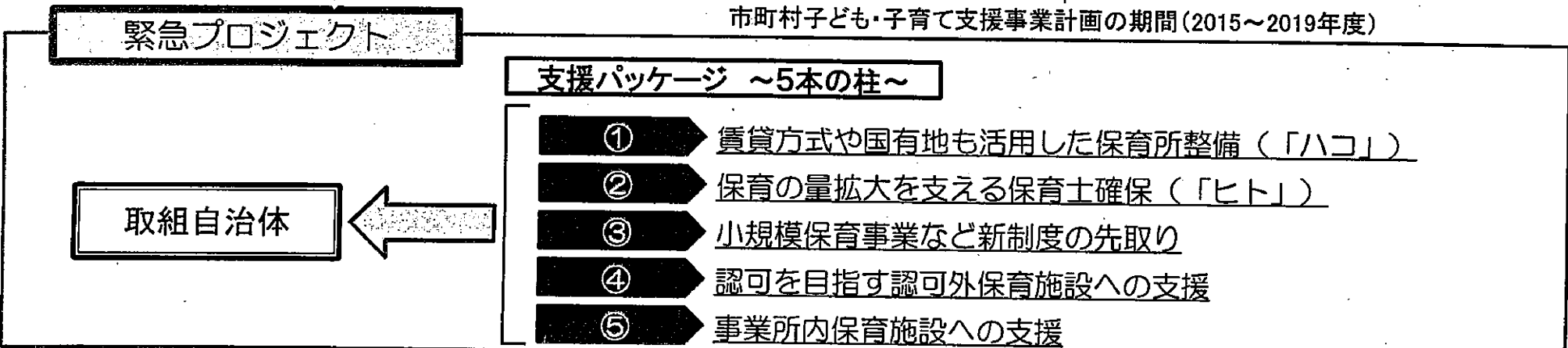
待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(2015～2019年度)



※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

- 潜在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

～5本の柱～

(注) 以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

[施設整備費]

- 保育所緊急整備事業

[改修費・賃借料等]

- 賃貸物件を活用した保育所整備事業

- 新** ○ 小規模保育設置促進事業(※)

- 新** ○ 幼稚園預かり保育改修事業

- 家庭的保育改修事業

[土地等の確保]

- 新** ○ 民有地マッチング事業

- 国有地、公有地の活用

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[小規模保育運営支援事業]

- 新** ○ 施設型小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援(※)

- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援

[長時間預かり保育支援事業]

- 新** ○ 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援

[利用者支援]

- 新** ○ 利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(※)

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保

- 保育士の就業継続支援

- 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置

- 新** ○ 再就職前研修の実施

- 新** ○ 職員用宿舍借り上げ支援

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- 新** ○ 改修費、賃借料等(※)

[運営費支援]

- 新** ○ 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 新** ○ 認可化移行可能性調査費

- 新** ○ 移転費用、仮設費用等(※)

- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和(※)

保育の量的拡大と質の確保

(注1) 「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心こども基金により実施。

(注2) ※は財源を検討(保育緊急確保事業の活用など)(次頁以降も同様)

待機児童解消加速化プラン事業の具体的内容（補助メニュー）

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

(1) 施設整備等補助関係

【補助概要】 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。
 ※地方負担に対する適切な配慮(財政力のある団体も含めた国庫補助率の暫定的な嵩上げ等)について検討中。

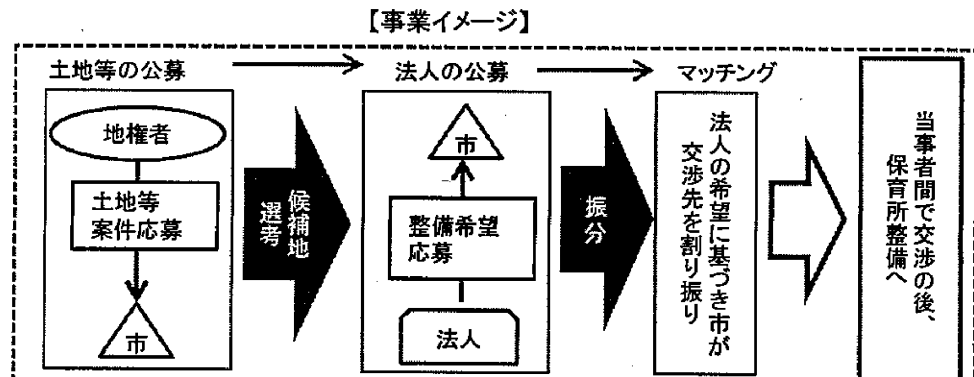
事業名	内容	備考
保育所緊急整備事業	認可保育所の施設整備費	平成24年度予備費で積み増し (土地借料補助加算の拡充(安心こども基金の要綱改正により対応))
賃貸物件を活用した保育所整備事業	賃貸物件を活用した保育所等の設置への支援	平成24年度予備費で積み増し
新 小規模保育設置促進事業	小規模保育(施設型)実施施設設置への支援	(※)
新 幼稚園預かり保育改修事業	幼稚園で行う長時間預かり保育のための改修等への支援	安心こども基金の要綱改正により対応
家庭的保育改修事業	家庭的保育(グループ型含む)の実施への支援	平成24年度補正予算で積み増し

(2) 民有地マッチング事業 [安心こども基金の要綱改正により対応]

【補助概要】
 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング
 (物件及び事業者の公募、選考、振り分け)を行う事業

【補助内容】
 マッチングに必要な経費
 (賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等)

【補助対象】
 市町村、市町村の委託を受けた者

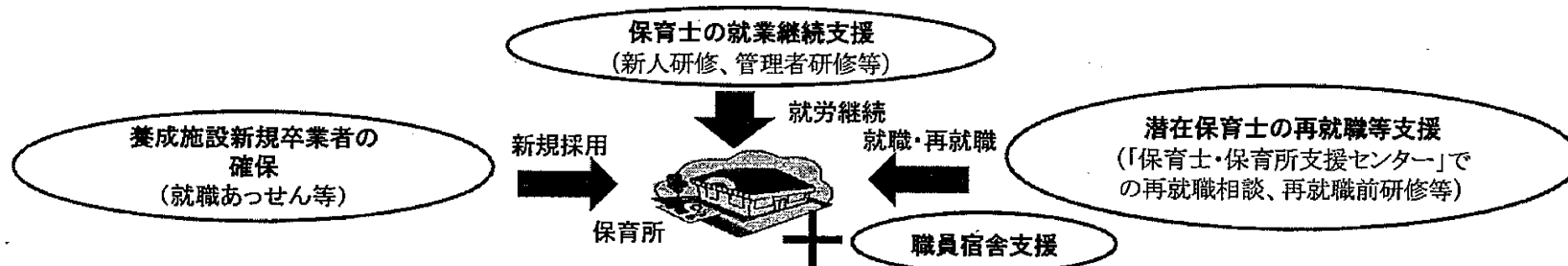


2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1) 保育士確保施策

- ① 保育士養成施設新規卒業者の確保 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成
 - ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
- ② 保育士の就業継続支援 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成
 - ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成
- ③ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」への助成
〔保育士・保育所支援センターの業務〕
潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、
保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など)等
 - ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成
- ④ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う
〔安心こども基金の要綱改正により対応〕
- ⑤ 職員用宿舎借り上げ支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]
 - ・宿舎借り上げのための賃借料を補助



(2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [平成24年度補正予算で積み増し]

①認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。

②保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

- ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乘せ。

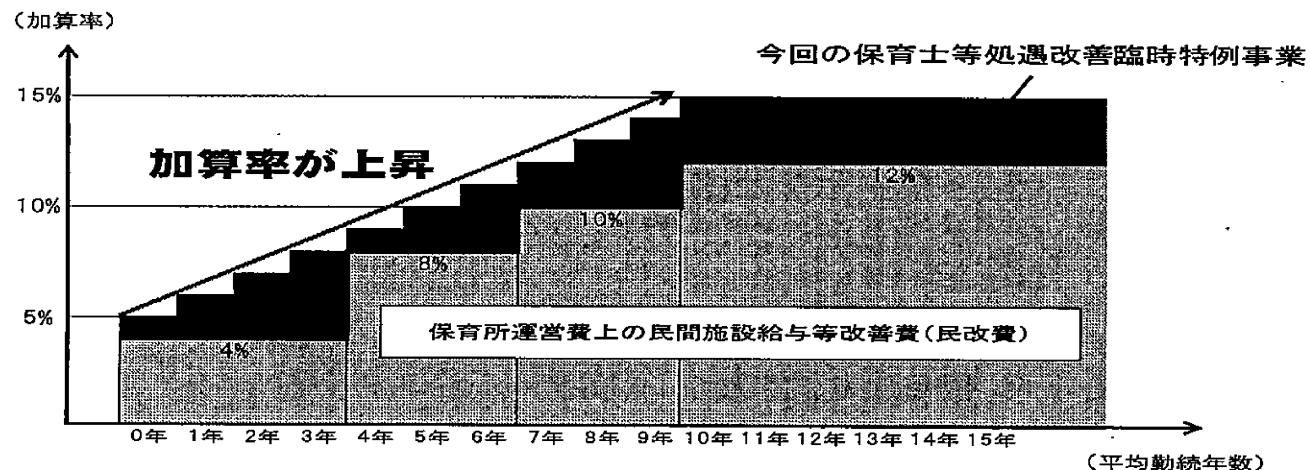
※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

(3) 保育士の処遇改善 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乘せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乘せ相当額を保育所に交付。

※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乘せする仕組み。

※保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

新

(1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要] ・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

①施設型小規模保育事業 (※)

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

②グループ型小規模保育事業 [平成24年度補正予算で積み増し]

グループ型小規模保育の実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

新

(2) 長時間預かり保育支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応]

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容] ・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

新

(3) 利用者支援 (※)

[補助概要] ・子育て家庭が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

[補助内容] ・利用者支援を実施する専任の常勤職員の配置に要する費用を支援。

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

○ 新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

[補助要件]

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者(保育士又は看護師)比率は一定程度以上であること。)
- ・無資格従業員の資格取得計画を策定し、資格取得のため保育士養成校の受講をさせていること。(← 2(2)①により支援)
- ・認可移行可能性調査を行っていること。(既存施設のみ) (← 4(3)により支援)

新

(1) 整備費支援 (※)

- ・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等)

新

(2) 運営費支援 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は一定程度以上で可)

新

(3) 移行費支援

① 認可化移行可能性調査費 [安心こども基金の要綱改正により対応]

- ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
- ・計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成

② 移転等支援事業 (※)

- ・移転に必要な経費への支援
- ・仮設設置支援(仮設設置が必要な場合)

5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

労働保険特別会計で実施（要件緩和部分は※）

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子どもが1人以上いること(雇用保険の被保険者の子が半数以上)」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。